

令和3年度 小規模保育事業募集に関するご質問に対する回答

No.	掲載日	ご質問	回答
1	R3.6.17	同じ申請者名で複数件応募してよいか。	結構です。なお、複数件応募する場合、共通する書類も省略することなくそれぞれのファイルに綴ってください。
2	R3.6.17	事業実施概要について、⑮「資金計画・収支予算・収支計画」については、様式6及び様式7を添付することで足りるか。	資金計画・収支予算・収支計画について確認できる内容であれば結構です。その場合は、添付の旨を書いた用紙にインデックスを付けて綴じこんでください。
3	R3.6.17	様式1-2「小規模保育事業整備協議書」の「保育関係担当者」とは、園長等の保育従事者の連絡先か、又は運営会社の保育担当者の連絡先か。	今後の協議の中で保育内容に関してお尋ねする場合に、ご対応いただける方の連絡先を記入してください。
4	R3.6.17	書類提出日前に、仮提出はできるか。提出書類に不備がないか内容を確認してもらうことは可能か。	提出書類に不足等があった場合は、提出期限後に随時ご連絡させていただきます。内容によっては差替え作業をお願いする場合がございますのでご了承ください。
5	R3.6.17	資料6の2「添付書類」について、(21)従事者の研修実績とは、運営会社の従業員の研修か、開園予定の保育従事者の予定研修か。	法人(運営会社)に在籍する保育従事者の過去3か年の研修実績です。
6	R3.6.17	資料6の2「添付書類」について、(28)直近3か年に監査を受けていない場合は、その旨を書面に残したほうが良いか。	該当のない項目についても、その理由を書いた用紙にインデックスを付けて綴じこんでください。
7	R3.6.17	資料6の2「添付書類」について、(29)現在運営している施設は令和3年4月開園のため、現状施設監査は行っていない。この場合はその旨を書面に残したほうが良いか。	該当のない項目についても、その理由を書いた用紙にインデックスを付けて綴じこんでください。
8	R3.6.17	物件の契約はいつからすればよいか。補助金に係る審査委員会より前から契約しても、改修期間中家賃の対象になるか。	令和3年4月1日以降の新規契約であれば、補助金の改修期間中家賃の対象の契約となります。そのうち、対象とできる金額は、事業採択後(審査結果通知後)から開園日(令和4年3月分賃借料)までの最大6か月間分の家賃相当額が上限となります。
9	R3.6.17	様式7「収支予算書」の2その他収入「延長保育補助金」及び「一時預かり保育補助金」について、補助金の額はどこを見て記入すればよいか。	同ホームページ上に「延長保育・一時預かり事業補助金計算シート」(Excelデータ)を掲載いたしました。そちらをご使用ください。